

# 定 款

福岡県企業振興会協同組合

# 福岡県企業振興会協同組合定款

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本組合は、福岡県企業振興会協同組合と称する。

(地区)

第3条 本組合の地区は、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本組合は、事務所を福岡市博多区に置く。

(公告方法)

第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示してする。

(規約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。  
2 規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。

## 第2章 事 業

(事業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の取り扱う商品・サービスの販売促進事業
- (2) 組合員の取り扱う商品・サービスの共同販売事業
- (3) 組合員のためにする損害保険代理業及び生命保険募集業
- (4) 組合員のためにする外国人技能実習生共同受入事業及び外国人技能実習生受入れに係わる職業紹介
- (5) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

- (6) 組合員の福利厚生に関する事業
  - (7) 前各号の事業に附帯する事業
- 2 第1項第5号の規定により慶弔見舞金を給付する場合の給付金額は10万円を超えてはならないものとする。

### 第3章 組 合 員

#### (組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- (1) 別表1に掲げる資格事業のうち、いずれか一つの事業を行う事業者であること。
- (2) 組合の地区内に事業場を有すること

#### (加入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

#### (加入者の出資払込み)

第10条 前条第2項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の出資をしなければならぬ。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

#### (相続加入)

第11条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

#### (自由脱退)

第12条 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

#### (除名)

第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場

合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

(脱退者の持分の払戻し)

第14条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(使用料又は手数料)

第15条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料は、規約で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

(経費の賦課)

第16条 本組合は、その行う事業の費用（使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりににおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき
- (2) 事業の一部を廃止したとき
- (3) その他特にやむを得ない理由があるとき

2 本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。

3 出資口数の減少については、第14条（脱退者の持分の払戻し）の規定を準用する。

(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第18条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名又は名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名並びに資本金

の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数)及び住所又は居所

(2) 加入の年月日

(3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

2 本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 組合員及び組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

4 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。

(1) 氏名及び名称(法人組合員にあっては、名称及びその代表者名)又は事業を行う場所を変更したとき

(2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき

(3) 資本の額又は出資の総額が3億円(卸売業は1億円、小売業及びサービス業にあっては5,000万円)を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人(卸売業及びサービス業にあっては100人、小売業は50人)を超えたとき。

(過怠金)

第19条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

(1) 第13条第2号から第4号までに掲げる行為のあった組合員

(2) 前条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

(会計帳簿等の閲覧等)

第20条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、本組合に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料(電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。)を閲覧又は謄写を請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

## 第4章 出資及び持分

(出資1口の金額)

第21条 出資1口の金額は、10,000円とする。

(出資の払込み)

第22条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(延滞金)

第 23 条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利 15%の割合で延滞金を徴収することができる。

(持分)

第 24 条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。  
2 持分の算定に当たっては、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

## 第 5 章 役員、顧問及び職員

(役員の数)

第 25 条 役員の数、次のとおりとする。

- (1) 理事 15人以上20人以内
- (2) 監事 2人

(役員の任期)

第 26 条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。
  - (2) 監事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。
- 2 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。
- 4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(員外理事)

第 27 条 理事のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、3人を超えることができない。

(員外監事)

第 28 条 本組合の役員は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。

(理事長、副理事長及び専務理事の選出)

第 29 条 理事のうち 1 人を理事長、4 人を副理事長、1 人を専務理事とし、理事会において選出する。

(代表理事の職務等)

第 30 条 理事長を代表理事とする。

- 2 理事長は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
- 3 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。
- 4 組合は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、他人に加えた損害を賠償する責任を有する。
- 5 理事長の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない。
- 6 理事長は、総会の議決によって禁止されないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 7 組合は、代表理事以外の理事に副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

(監事の職務)

第 31 条 監事は、いつでも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事、会計主任その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事の忠実義務)

第 32 条 理事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の議決を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員選挙)

第 33 条 役員は、総会において選挙する。

- 2 役員選挙は、連記式無記名投票によって行う。
- 3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。
- 5 指名推選の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。
- 6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選人とするかどうか

かを総会にはかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(理事及び監事の報酬)

第 34 条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総会において定める。

(員外理事及び員外監事との責任限定契約)

第 35 条 本組合は、員外理事及び員外監事と法第 38 条の 2 第 9 項において準用する会社法第 427 条の規定に基づく責任限定契約を締結することができる。

2 前項に基づき締結される責任限定契約に記載することができる額は法で定める最低責任限度額とする。

(顧問)

第 36 条 本組合に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(参事及び会計主任)

第 37 条 本組合に、参事及び会計主任を置くことができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において議決する。

3 組合員は、総組合員の 10 分の 1 以上の同意を得て本組合に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

(職員)

第 38 条 本組合に、参事及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

## 第 6 章 総会、理事会、委員会、部会及び支部

(総会の招集)

第 39 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は毎事業年度終了後 2 月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総会招集の手続)

第 40 条 総会の招集は、会日の 10 日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

2 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所）に宛てて行う。



- 3 第1項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。
- 4 本組合は、希望する組合員に対しては、第1項の規定による総会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。
- 5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総会招集通知の発出は」とあるのは、「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所（電子メールアドレスを含む。）」と読み替えるものとする。
- 6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める（以下同じ。）。
- 7 第1項の規定にかかわらず、本組合は、組合員全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。

（臨時総会の招集請求）

- 第41条 総組合員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする組合員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。
- 2 組合員は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

（書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使）

- 第42条 組合員は、第40条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。
- 2 代理人が代理することができる組合員の数は、3人以内とする。
  - 3 組合員は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。
  - 4 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

（総会の議事）

- 第43条 総会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）に特別の定めがある場合を除き、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

（総会の議長）

- 第44条 総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員のうちから選任する。

(緊急議案)

第 45 条 総会においては、出席した組合員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第 40 条第 1 項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総会の議決事項)

第 46 条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金残高の最高限度
- (2) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事録)

第 47 条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 組合員数及び出席者数並びにその出席方法
- (5) 出席理事の氏名
- (6) 出席監事の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
- (10) 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
- (11) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要

(理事会の招集権者)

第 48 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(理事会の招集手続)

第 49 条 理事長は、理事会の日の 1 週間前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 3 本組合は、希望する理事に対しては、前項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。

(理事会の決議)

第50条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
- 4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の議決事項)

第51条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第52条 理事会においては、理事長がその議長となる。

- 2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。
- 3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 招集年月日
  - (2) 開催日時及び場所
  - (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
  - (4) 出席理事の氏名
  - (5) 出席監事の氏名
  - (6) 出席組合員の氏名
  - (7) 議長の氏名
  - (8) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
  - (9) 議事経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
  - (10) 理事会の招集を請求し出席した組合員の意見の内容の概要

(11) 組合と取引をした理事の報告の内容の概要

(12) その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）

① 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求による理事の請求を受けて招集されたものである場合

② ①の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合

③ 組合員の請求を受けて招集されたものである場合

④ ③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が招集したものである場合

4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

(1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項

① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

② ①の事項の提案をした理事の氏名

③ 理事会の決議があったものとみなされた日

④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項

① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

② 理事会への報告を要しないものとされた日

③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(委員会)

第53条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

(部会)

第54条 本組合は、業種ごとの組合員をもって構成する部会を置く。

2 部会について必要な事項は、規約で定める。

(支部)

第55条 本組合は、地域ごとの組合員をもって構成する支部を置く。

2 支部について必要な事項は、規約で定める。

## 第7章 賛助会員

(賛助会員)

第56条 本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、本組合において、法に定める組合員には該当しないものとする。

2 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

## 第8章 会 計

(事業年度)

第57条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(法定利益準備金)

第58条 本組合は、出資総額の2分の1に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金(ただし、前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第60条及び第61条において同じ。)の10分の1以上を法定利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

(資本準備金)

第59条 本組合は、減資差益(第14条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。)は、資本準備金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第60条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

(法定繰越金)

第61条 本組合は、第7条第1項第5号の事業(教育情報事業)の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

別表 I 組合員の資格事業[第8条関係]

日本標準産業分類細分類番号	業 種
0113	野菜作農業
0124	養鶏業
0611	一般土木建築工事業
0631	舗装工事業
0712	型枠大工工事業
0721	とび工事業
0722	土工・コンクリート工事業
0732	鉄筋工事業
0743	タイル工事業
0751	左官工事業
0794	屋根工事業（金属製屋根工事業を除く）
0831	建築板金（ダクト板金作業）
0832	冷暖房設備工事業
0833	給排水・衛生設備工事業
0841	機械器具設置工事業（昇降設備工事業を除く）
0911	部分肉・冷凍肉製造業
0914	乳製品製造業（処理牛乳、乳飲料を除く）
0919	その他の畜産食料品製造業
0923	水産練製品製造業
0924	塩干・塩蔵品製造業
0941	味そ製造業
0972	生菓子製造業
0979	その他のパン・菓子製造業
0981	動植物油脂製造業（食用油脂加工業を除く）
0992	めん類製造業
0996	そう（惣）菜製造業
0999	他に分類されない食料品製造業
1031	製茶業
1122	絹・人絹織物業
1162	織物製成人女子・少女服製造業（不織布製及びレース製を含む）
1164	織物製シャツ製造業（不織布製及びレース製を含み、下着を除く）
1311	木製家具製造業（漆塗りを除く）
1331	建具製造業
1814	プラスチック異形押出製品製造業

1832	輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）
1834	工業用プラスチック製品加工業
1892	プラスチック製容器製造業
1994	更生タイヤ製造業
2193	石灰製造業
2253	鋳鋼製造業
2351	銅・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く）
2442	建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）
2443	金属製サッシ・ドア製造業
2445	建築用金属製品製造業（サッシ、ドア、建築用金物を除く）
2446	製缶板金業
2452	金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）
2464	電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
2465	金属熱処理業
2469	その他の金属表面処理業
2481	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
2499	他に分類されない金属製品製造業
2531	動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）
2533	物流運搬設備製造業
2535	冷凍機・温湿調整装置製造業
2596	他に分類されないはん用機械・装置製造業
2599	各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）
2641	食品機械・同装置製造業
2662	金属加工機械製造業（金属工作機械を除く）
2663	金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具、金型を除く）
2671	半導体製造装置製造業
2672	フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
2691	金属用金型・同部分品・附属品製造業
2692	非金属用金型・同部分品・附属品製造業
2699	他に分類されない生産用機械・同部分品製造業
2815	液晶パネル・フラットパネル製造業
2899	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
3013	無線通信機械器具製造業
3113	自動車部分品・附属品製造業
3299	他に分類されないその他の製造業
3911	受託開発ソフトウェア業
3913	パッケージソフトウェア業
5329	その他化学製品卸売業

5363	非鉄筋属スクラップ卸売業
5369	その他の再生資源卸売業
5419	その他の産業機械器具卸売業
5939	その他の機械器具小売業
6911	貸事務所業
7811	普通洗濯業
7911	旅行業（旅行業者代理業を除く）
8822	産業廃棄物処分業
9111	職業紹介業
9121	労働者派遣業
9221	ビルメンテナンス業

#### 附 則

- 1 設立当時の役員の任期は、第26条の規定にかかわらず、最初の通常総会の終結時までとする。
- 2 最初の事業年度は、第57条の規定にかかわらず、本組合の成立の日から平成21年3月31日までとする。
- 3 平成21年6月25日一部変更
- 4 平成22年7月9日一部変更
- 5 平成23年3月28日一部変更
- 6 平成25年5月28日一部変更
- 7 平成26年5月23日一部変更
- 8 平成28年4月14日一部変更
- 9 平成28年6月30日一部変更
- 10 平成29年5月12日一部変更
- 11 平成29年10月3日一部変更
- 12 令和1年5月8日一部変更
- 13 令和3年12月20日一部変更
- 14 令和4年5月10日一部変更

上記は現行定款と相違ありません。

令和4年 5月10日

福岡市博多区吉塚本町9番15号

福岡県企業振興会協同組合

代表理事 阪 和 彦